

ジャランジャラン：インドネシア語で、散歩する、という意味。

ジャランジャラン 霞が関 on line

その2 厚生労働省編

(一社) 公共建築協会公共建築研究所総括主席研究員 しらかわ かずし 白川 和司



今回は、厚生労働省のホームページをジャランジャランしてみました。まず、**トップページ**を見て、飛び込んできたのは、**エボラ**の文字でした。健康被害の危険性、という点で、一国民の私としても、厚生労働省の確な対応に、大いに期待しているところです。大変な感染力を持つ病気、という報道とあわせて考えますと、携わる医療従事者の方々の訓練など、ホームページで確認できないことが多々あるのだらうと思いました。また、病院ではなく、保健所に連絡を行い、その指示に従うようにお知らせされています。保健所における施設管理・衛生管理上の対応も、大変なことと想像します。

さらに、スクロールすると、「分野別の政策」、というのが出てきます。この部分を見ますと、厚生労働省の業務が、いかに、国民に密接で、関心の高い、重要な業務をされていることがわかります。健康・医療、子ども・子育て、福祉・介護、雇用・労働、年金、他分野の取り組みと、どれをとっても、一生涯に、大きくかかわってくるものばかりです。

健康・医療のページをあけてみますと、健康、という文字が最初に飛び込んできました。健康でありたい、というのは、誰もが望んでいることだと思います。**健康**をクリックしてみますと、これまた、実に、多岐にわたり、健康と、一言でいっても、様々な疾病からの脅威などを考えますと、こうなってくるんだな、と実感した次第です。健康づくり推進本部、を設置され、最近、テレビ等で聞く健康寿命の延伸に取り組んでおられます。公共建築でも、バリアフ

リー対策など、高齢者等にやさしい施設に取り組んできておりますが、そうした施策も、高齢者が、街中に出やすい環境づくりとなり、健康寿命の延伸に、施設整備面から、協力できているのではないかと感じました。

また、同じ**健康**のページに、**生活衛生対策**がありまして、そこに、**建築物衛生**、というのがありました。**建築物衛生法**について解説されていまして、**建築物環境衛生管理基準**が掲載されていました。おそらく、いま、この記事を読まれている方も、事務室で仕事をされている方が多いのではないのでしょうか。そうした事務所の空気環境等がここで定められています。また、そうした空気調和設備なども、当然、汚れてくるわけですし、清掃などの基準も定められています。また、給水の管理としまして、飲料水の管理や、水質検査、雑用水の管理について定められています。さらに、排水の管理、清掃等、ねずみ等の防除にかかる対応が定められています。こうした規定により、建物内の衛生環境が保たれていくものと思われました。当然ですが、それらを実現するためには、作り手の確かな技術・知識や、維持管理を担当する方の技術・知識があってこそ、できるもので、こうした業務に関わる機械設備、給排水設備技術者の方々の努力が不可欠なものと思われました。

また、国民に密接な医療、病院にかかる対応も、重要な業務でしょう。**医療**をクリックしますと、**医療機関への受診にあたって**、という真っ赤な箱が目にとびこんできました。早速、クリックしますと、**医療機関を**

お探しの方へ、という大きな箱が出てきました。クリックしてみますと、47都道府県の名前が出てきましたので、私の住んでいる**神奈川県**をクリックしてみました。さまざまな検索の方法がありまして、**かんたん検索**で探す、を、ためにクリックしてみますと、診療科目や地域が区単位で選択できるなど、実に便利です。また、検索した結果が出てきますと、それを地図表示できるようになっていて、自分の家から、どこが近いか、といったようなことがわかります。病院をとりあえず選んで、クリックすると、その病院のさらに詳細な情報が出てきます。はずかしい話で、今回、初めて知りましたが、かなり、便利なツールですので、ぜひ、読者の皆さまも、一度、のぞいてみてはいかがでしょうか。

また、厚生労働省といいますと、建設業に従事する方にとって、労働安全衛生法がすぐに頭に思い浮かぶのではないのでしょうか。今回は、**トップページ**、右上の検索を活用し、「建設業」という言葉で検索しますと、**建設業における総合的労働災害防止対策の推進について**、というページが出てきました。建設現場の安全管理に関し、**建設業における安全衛生管理の実施主体別実施事項**、**建設業における労働災害を防止するため事業者が講ずべき措置**が示されています。建設工事関係者には、役に立つ情報だと思います。

厚生労働省の業務範囲が大きく、重要な業務が多岐にわたるため、**トップページ**のサイト内検索を活用するのが、効率的に役立つ情報に到達する方法のように思いました。あなたも、ぜひ、厚生労働省ホームページで、役立つ情報を探してみてください！

注1) ここでの考え方等につきましては、筆者個人によるもので、公共建築協会とは、関係ありません。

注2) 下線部分にリンクを貼った文書を、当協会ウェブサイト上で公開しています。ご参照ください。
http://www.pbaweb.jp/pub_news